

小坂町家庭用生ごみ処理器モニター事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は町民に対し家庭用生ごみ処理器等の貸出を行い実際に処理器等を使用し報告書を提出してもらうことにより、町民による生ごみの堆肥化の推進及び意識の高揚を図ることを目的とする。

（貸出対象者）

第2条 生ごみ処理器等の貸出対象は、次に掲げる要件を備える世帯とする。

- (1) 小坂町に住所を有し、かつ、居住している個人の者
- (2) 自ら排出する食品残渣を堆肥化し処理器等を適正に維持管理できる者
- (3) 生ごみ処理器等の使用によって生じる堆肥などを有効に活用できる者
- (4) 町の税、使用料等の滞納のない者
- (5) 生ごみ処理器等の使用状況の報告書を町に提出できる者

（貸出対象機種）

第3条 貸出機種は次のとおりとする。

- (1) 生ごみ処理器（コンポスト：屋外用）
- (2) 生ごみ発酵用容器（屋内用）
- (3) 家庭用生ごみ処理機（機械式：堆肥化する機種）

（貸出期間）

第4条 生ごみ処理器等の貸出期間は2年間としその後は無償譲渡する。ただし、第2条の要件を満たさなくなった場合は速やかに返却するものとする。

（貸出数量）

第5条 生ごみ処理器等の貸出数量は、1世帯につき1台とする。ただし生ごみ発酵用容器については1世帯につき2台までとする。

（貸出料等）

第6条 生ごみ処理器等の貸出料は無料とする。ただし電気料等処理に伴う経費は貸出を受けた者の負担とする。

（申請）

第7条 生ごみ処理器等の貸出を希望する者は貸出申請書（様式第1号）により町長に申請するものとする。

（決定）

第8条 町長は前条の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適正と認めたときは決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し生ごみ処理器等を貸し出しするものとする。

(決定の取り消し)

第 9 条 町長は次の各号のいずれかに該当すると認めたときはその貸出の決定を取り消すことができる。

- (1) 処理器等を目的外に使用したとき。
- (2) 第三者に転貸したとき。
- (3) 営利を目的に使用したとき。
- (4) その他、貸出が不適当であると判断したとき。

(遵守事項)

第 10 条 貸出を受けた生ごみ処理器等は細心の注意を払って使用するものとする。

(損害賠償)

第 11 条 貸出を受けた生ごみ処理器等を紛失し、又は破損したときは損害を賠償しなければならない。ただし、通常の使用による故障等と町長が認める場合については、この限りではない。

(返却)

第 12 条 貸出を受けた者は次の各号のいずれかに該当するときは速やかに処理器等を町長に返却するものとする。

- (1) 第 2 条に規定する貸出要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第 4 条に規定する貸出期間を経過したとき。
- (3) 第 9 条の規定により貸出の決定が取り消されたとき。

(報告等)

第 13 条 貸出を受けた者は処理実績報告書（様式第 3 号）を町長に提出するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるものの他必要な事項については町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。